

総合工事業者・専門工事業者間における 工事見積条件の明確化について

－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－

平成22年12月16日

建設生産システム合理化推進協議会

建設産業の生産活動における設計者、総合工事業者、専門工事業者、資機材業者等の分業関係のうち、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係については、本協議会において、これまで「契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」（平成5年3月）、「条件変更時の適正な手順に関する指針（見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応）」（平成6年3月）についての申合せを行い、その適正化に取り組んできたところである。

しかしながら、国土交通省が毎年実施している「下請取引等実態調査」によれば、なお一部に下請契約において、十分な見積協議に基づく書面による契約が行われておらず、施工条件が不明確なままに着工されているケースが見られる。また、元請による、いわゆる一方的な「指値」による発注など、下請に対するしわ寄せを生んでいると指摘されている面もある。

本協議会では、こうした実態を踏まえ、適正な競争条件の整備と励行に向け、契約締結の適正化を促進するための踏み込んだ協議を重ねてきたところである。その結果、工事見積条件の明確化を図ることが重要であり、特に見積時点における価格を決定する事項について書面により明確にするため、標準モデルとして、平成13年度に見積協議の際に活用する「施工条件・範囲リスト」（9工種）を作成し、その後、2工種（圧接工事、鉄骨工事）を追加し、また、平成18年度においては、4工種（機械土工事、建築根切り工事、硝子工事、塗装工事）の追加を行い、併せて15工種の標準モデルを作成するに至っております。

本協議会は、さらに、今般、1工種の改訂（金属製建具・カーテンウォール）及び1工種の新規追加（左官工事）を実施し、その普及・促進を申し合わせるものである。また、引き続き他工種についてもその作成に努めていくものとする。

なお、本協議会構成団体は、傘下会員企業に対し、パンフレットの作成・配布や研修の実施等により、この申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めるものとする。